

児 童 福 祉

児童は、人として尊ばれる。
児童は、社会の一員として重んぜられる。
児童は、よい環境の中で育てられる。

(児童憲章)

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

(児童福祉法第1条)

全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

(児童福祉法第2条第1項)

国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

(児童福祉法第2条第3項)

「森・川・海」がもたらす豊かな自然は、宮古の宝である。

そして、その自然に抱かれ育つ子どももまたかけがえのない宝であり、未来への希望である。

全ての子どもがこの豊かな自然環境と家庭や地域の愛情に包まれながら、夢と希望を持って健やかに成長すること、地域社会の一員としてふるさと宮古に愛着と誇りを持つことは、私たち市民の願いである。

私たちは、日本国憲法や児童の権利に関する条約、そして児童福祉法の理念に基づき子どもの権利を尊重しながら、市民憲章に定めるまちづくりを通じて、子どもの健やかな成長を全ての大人が力を合わせて支えることにより、未来を担う子どもたちを安心して産み、育てることができるふるさと宮古の実現を目指し、ここにこの条例を制定する。

(宮古市子ども条例前文)

児 童 福 祉 目 次

I	児童福祉の概況	11
II	保育所	12
III	認定こども園・幼稚園	15
IV	地域型保育事業	16
V	その他の児童福祉施設等	17
VI	地域子育て支援事業	18
VII	家庭児童相談室	23
VIII	児童虐待防止	24
IX	こども発達支援事業	26
X	放課後児童対策事業	30
XI	児童手当等	32

I 児童福祉の概況

人口減少、少子化高齢化の進展による家族形態の変化などにより、子育て家庭を取り巻く環境は変化を続けています。

平成 27 年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」のもと、みんなが安心して子育て出来るまちづくり目指して策定した「宮古市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、関係機関等と連携を図りながら子育て支援の充実を図ります。

1 人口等状況

各年 4 月 1 日現在（単位：人）

区 分	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
総 人 口	49,961	48,761	47,493	46,331	45,148
15 歳未満人口(割合)	4,938 (9.9%)	4,705 (9.6%)	4,409 (9.3%)	4,205 (9.1%)	3,990 (8.8%)
15～64 歳人口(割合)	25,847 (51.7%)	25,061 (51.4%)	24,324 (51.2%)	23,532 (50.8%)	22,843 (50.6%)
65 歳以上人口(割合)	19,176 (38.4%)	18,995 (39.0%)	18,760 (39.5%)	18,594 (40.1%)	18,315 (40.6%)

※ 総合窓口課資料

2 出生数

（単位：人）

区 分	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
出 生 数	287	265	245	204	215
合計特殊出生率	1.55	1.45	1.67	1.64	1.57

※ 合計特殊出生率 = 15 歳から 49 歳までの女性の年齢階級別出生率の合計

※ 資料 保健福祉年報（岩手県保健福祉部）

3 就学前児童数

令和 7 年 4 月 1 日現在（単位：人）

総人口 (ア)	就学前児童 数 (イ)	年 齢 別 内 訳						イ ア
		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	
45,148	1,249	162	189	193	217	230	258	2.77%

4 保育所等入所児童数

各年度 4 月 1 日現在（単位：人）

種 別 区 分		保育所	へき地 保育所	児童館	認定こ ども園	幼稚園	認可外 保育所	小規模 保育事 業所	家庭的 保育事 業所	計	就学前 児童と の割合
施設数 (箇所)		15	2	2	5	1	1	3	6	35	
入所定員		866	60	130	403	60	25	44	30	1,618	
年 度 別 入 所 人 員	R 3	693	12	34	488	66	51	—	10	1,354	77.9%
	R 4	662	7	27	449	60	35	5	7	1,252	77.8%
	R 5	615	5	19	398	58	40	13	13	1,161	80.2%
	R 6	613	4	14	379	48	27	13	22	1,120	81.3%
	R 7	585	2	14	330	47	16	16	23	1,033	82.7%

※ 施設数及び入所定員については、令和 7 年 4 月 1 日現在。

※ へき地保育所のうち、門馬保育所は令和元年度から休所中。

※ 川内児童館は令和 2 年 3 月 31 日で廃止。田代児童館は令和 7 年 3 月 31 日で廃止。

※ 児童館入所人員は未就学児の人数。

Ⅱ 保 育 所

1 目 的

保育所は、保護者の労働、疾病その他の理由により、保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的として設置された児童福祉施設です。

2 入所基準

保護者が、家庭において子どもを保育することができない場合に入所できます。

次の事項に該当する場合に、保育の必要性が認められることとなります。

- (1) 1 か月に 48 時間以上労働することを常態としている。
- (2) 妊娠中であるか又は出産後間もない。
- (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有している。
- (4) 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護している。
- (5) 震災・風水害・火災、その他の災害の復旧に当たっている。
- (6) 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている。
- (7) 就学・職業訓練校等に通っている。
- (8) 虐待やDV（家庭内暴力）のおそれがある。
- (9) 第2子以降の育児休業を取得する場合で、上の子がすでに保育所等に入所しており保育所等の継続利用が必要であると認められる。
- (10) 上記に類するものとして市長が認める事由に該当する。

3 費 用

利用者負担額は、就学前までの児童について宮古市が負担します。

副食費については、国で定める基準を限度（月額：4,900 円）として、宮古市が負担します。

4 入所手続き

保育の必要性の認定を受け、保育所の利用希望の申込みを行います。

保育の必要性の認定、保育所の利用希望の申込みは、市こども家庭センター保育係で受け付けます。

TEL （代表）62-2111 （内線 1318、1319、1320）
 （直通）68-9088

5 設置状況

(1) 公立保育所

令和7年4月1日現在(単位:人)

施設名	区分	所在地	認可年月日	定員	入所児童数	電話番号
愛宕保育所		愛宕一丁目1-26	S43. 4. 1	45	10	62-3472
千徳保育所		千徳町5-31	S44. 4. 1	60	56	62-4108
津軽石保育所		津軽石4-40-8	S45. 4. 1	45	34	67-2217
小山田保育所		小山田二丁目7-3	S46. 4. 1	120	77	62-0875
花輪保育所		花輪4-2-1	S48. 4. 1	45	41	69-2249
山口保育所		山口五丁目2-1	S49. 4. 1	45	37	63-0442
佐原保育所		佐原二丁目8-8	S52. 4. 1	70	24	63-5846
磯鶏保育所		上村二丁目5-6	S53. 4. 1	45	36	62-3076
崎山保育所		崎山3-1-2	S58. 4. 1	60	38	64-0191
田老保育所		田老三王一丁目1-6	S28. 6. 1	70	42	65-7337
新里保育所		茂市2-146-1	S40. 4. 1	70	26	72-2318
合 計		11 施設		675	421	

※ 広域入所受託人数を除く。

※ 津軽石保育所、花輪保育所は指定管理者が運営している。

(2) 私立保育所

令和7年4月1日現在(単位:人)

施設名	区分	所在地	認可年月日	定員	入所児童数	電話番号
常安寺保育園		沢田4-1	S25. 7. 1	50	44	62-5624
宮古保育園		保久田1-5	S32.12.1	56	40	62-3929
いずみ保育園		上鼻二丁目6-6	H16. 4. 1	50	50	71-2323
いずみ保育園分園		近内三丁目8-23	H30. 4. 1	35	30	65-6810
合 計		4 施設		191	164	

※ 広域入所受託人数を除く。

6 入所児童事由別調

各年度4月1日現在（単位：人）

年度	就労	妊娠 出産	疾病 等	介護 看護	災害 復旧	求職	就学	育児 休業	その 他	合計
R 3	903	22	5	5	0	37	2	32	0	1,006
R 4	865	30	10	3	0	33	3	41	0	985
R 5	822	31	7	2	0	35	1	35	0	933
R 6	837	20	11	2	0	35	0	35	1	941
R 7	800	22	18	0	0	24	0	23	0	887

※ 広域入所委託人数を除く。

※ 認定こども園の保育所機能部分利用児童数を含む。

7 特別保育事業の状況

保育所の保育需要の多様化に対応するため、特別保育事業を実施しています。

令和7年4月1日現在

事業名	開始年度	実施保育所
延長保育事業	平成9年度	常安寺保育園、宮古保育園、認定こども園宮古ひかり(保育所機能)、認定こども園あかまえこども園(保育所機能) ※認定こども園あかまえこども園さくらんぼ分園は、R6.4～休止中
一時的保育事業	平成9年度	小山田保育所、田老保育所、新里保育所
病後児保育事業	平成18年度	小山田保育所

利用状況

(単位：人)

区分 年度	延長保育 (延人数)	一時的保育 (延人数)	病後児保育 (延人数)
令和2年度	3,357	378	5
令和3年度	2,268	310	12
令和4年度	1,144	344	14
令和5年度	987	368	3
令和6年度	1,734	928	18

Ⅲ 認定こども園・幼稚園

1 認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

令和7年4月1日現在(単位：人)

施設名	区分	所在地	開園年月日	定員	入園児童数	電話番号
認定こども園 宮古泉幼稚園		上鼻二丁目 6-6	H27.4.1	150	137	62-6365
認定こども園 宮古ひかり		西町三丁目 3-26	H27.11.2	120	97	62-6845
認定こども園 そけい幼稚園		磯鶏沖4- 20	H30.4.1	75	60	62-8678
認定こども園 あかまえこども園		赤前3-14 -11	H31.4.1	49	36	67-3340
認定こども園 あかまえこども園分園		黒森町2- 15	H31.4.1	10	—	—
合 計				404	330	

※ 広域入所受託人数を除く。

※ あかまえこども園分園は令和6年度から休止中。

2 私立幼稚園

令和7年4月1日現在(単位：人)

施設名	区分	所在地	開園年月日	定員	入園児童数	電話番号
小百合幼稚園		宮町一丁目 2-14	S28.9.3	60	47	64-0388

3 費 用

利用者負担額は、就学前までの児童について宮古市が負担します。

副食費については、国で定める基準を限度（月額：4,900円）として、宮古市が負担します。

4 預かり保育

施設名	区分	平日		土曜日・長期休業日
		通常保育時間	預かり保育時間	預かり保育時間
認定こども園 宮古泉幼稚園		8:30~14:00	7:30~8:30 保育終了~18:30	7:30~18:30
認定こども園 宮古ひかり		9:00~14:00	7:00~9:00 保育終了~18:30	7:00~18:30
認定こども園 そけい幼稚園		8:30~14:00	7:30~8:30 保育終了~18:30	7:30~18:30
認定こども園 あかまえこども園		8:30~14:00	7:30~8:30 保育終了~18:30	7:30~18:30
小百合幼稚園		8:30~14:00	7:30~8:30 保育終了~18:30	7:30~18:30

※ 認定こども園については、幼稚園部分において実施

Ⅳ 地域型保育事業

1 小規模保育事業所

小規模という特性を活かし、家庭的な環境のなかできめ細かな保育を行うことを特徴とした、0歳児から2歳児までの少人数（事業規模により定員6～19人）の子どもを保育する施設です。

令和7年4月1日現在(単位：人)

施設名	区分	所在地	開園年月日	定員	入園児童数	電話番号
小規模保育事業所 ククナの家		上村一丁目9-6	R4.4.1	15	6	070-2014-3967
小規模保育園みいつけた		大通四丁目4-3-2	R6.4.1	16	10	77-5512
小規模保育事業所 かきのき保育園		山口五丁目5-10	R7.4.1	13	0	63-5836

2 家庭的保育事業所

保育者の居宅等家庭的な雰囲気のもと、0歳児から2歳児までの少人数（定員5人以下）の子どもを保育する施設です。

令和7年4月1日現在(単位：人)

施設名	区分	所在地	開園年月日	定員	入園児童数	電話番号
家庭的保育ルーム つくしんぼ		上鼻二丁目5-13	H30.4.1	5	5	77-5559
ぶどうのき		山口三丁目2-23	R4.4.1	5	3	65-6283
ぽかぽかてらす		山口三丁目6-1	R4.4.1	5	3	090-7337-1440
家庭的保育室いち ごハウス		崎鍬ヶ崎5-16-3	R5.4.1	5	5	090-2270-4825
こぐまハウス		鴨崎町2-20	R6.4.1	5	5	63-8731
保育室モアニ		重茂2-4-4	R7.4.1	5	2	090-6702-4983

3 費用

利用者負担額は、宮古市が負担します。

V その他の児童福祉施設等

1 ハき地保育所

(1) 目的

交通条件及び自然的、文化的諸条件に恵まれない山間地等のへき地であって、児童が少なく保育所を設置することが困難と認められる地域において、公民館など既存の施設を利用して保育を行います。

(2) 設置状況

令和7年4月1日現在

施設名	区分	所在地	認可年月日	定員	児童数	電話番号
門馬保育所		区界3-32-20	H10.4.1	30	—	—
小国保育所		小国20-32-3	H12.4.1	30	2	78-2633
合 計				60	2	

※ 門馬保育所は休所中

2 児 童 館

令和7年4月1日現在

施設名	区分	所在地	認可年月日	定員	児童数	電話番号
重茂児童館		重茂2-1	S42.4.1	80	18	68-2343
高浜児童館		高浜四丁目1-40	H4.4.1	50	19	62-3464
合 計				130	37	

※ 重茂児童館、高浜児童館は、学童保育実施。いずれも指定管理者が運営

※ 田代児童館 令和6年度で廃止

3 認可外保育施設

令和7年4月1日現在

施設名	区分	所在地	開設年月	児童数	電話番号
あすなろ保育所 (宮古病院)		崎鍬ヶ崎1-11-26	S50.3	17	63-1344
ミルミル保育園 (宮古ヤクルト)		宮町一丁目2-20	H7.10	—	63-8960
合 計				17	

※ あすなろ保育所 平成21年度から終夜保育、一時保育、延長保育を実施

※ ミルミル保育園 令和3年度から休所中

※ かきのき保育園 令和7年度から小規模保育事業所へ認可化

※ ホテルルートイン宮古 託児所 令和6年10月1日で廃止

VI 地域子育て支援事業

1 子育て支援拠点事業

(1) 目 的

子育て中の保護者を対象として、地域子育て支援センター及びつどいの広場において、子どもや親同士の交流の場を提供するとともに、育児相談、子育てサークル等の支援を行います。

また、保育所・認定こども園・児童館・幼稚園においてもそれぞれのその機能や保育の知識をいかし、子育て相談や施設の開放を行うなど子育て家庭の支援を行います。

(2) 設置状況

① 子育て支援センター

名 称	電話番号	開所時間
宮古市地域子育て支援センター (小山田保育所内)	62-0884	毎週月～金曜日 9:00～12:00 13:00～15:00

② つどいの広場

名 称	電話番号	開所時間
すくすくランド(宮古市地域創生センター 〔うみマチひろば〕1階)	63-8061	10:00～18:00
ひよこクラブ (認定こども園宮古ひかり内)	62-6845	毎週月～土曜日 9:00～14:00
のびっこクラブ (認定こども園そけい幼稚園内)	62-8678	月・水・金 9:00～12:00 13:00～15:00

(3) 利用状況

① 子育て支援センター「にこにこルームみやこ」

年度	参加者数	利用組数	開催日数	1日平均
R 2	1,709	789	184	4
R 3	558	250	133	2
R 4	939	438	190	2
R 5	2,296	1,013	244	4
R 6	2,212	1,000	242	4

※ にこにこルームみやこ：小山田保育所内に設置

② つどいの広場

区分 年度	「すくすくランド」			「ひよこクラブ」 認定こども園宮古ひかり内			「のびっこクラブ」 認定こども園そけい幼稚園内		
	利用組数	開催日数	1日平均	利用組数	開催日数	1日平均	利用組数	開催日数	1日平均
R 2	1,903	267	7	372	213	2	879	105	8
R 3	1,135	257	4	184	146	1	425	74	6
R 4	1,656	354	5	338	236	1	518	119	4
R 5	2,093	357	6	552	286	2	613	138	4
R 6	3,005	354	8	666	284	2	607	133	5
区分 年度	合 計								
	利用組数	開催日数	1日平均						
R 2	3,154	585	5						
R 3	1,744	477	4						
R 4	2,512	709	4						
R 5	3,258	781	4						
R 6	4,278	771	6						

※「すくすくランド」は、令和3年12月より宮古市地域創生センター〔うみマチひろば〕1階へ移転し運営中

(4) 相談状況

① 施設別

(単位：件)

区分 年度	相 談 件 数		合 計
	子育て支援センター	つどいの広場	
R 2	42	462	504
R 3	14	370	384
R 4	40	155	195
R 5	49	213	262
R 6	38	136	174

② 相談内容別

(単位：件)

区分 年度	生活習慣	発育発達	病 気	育 児	親の問題	その他	合 計
R 2	140	102	29	110	67	56	504
R 3	109	67	24	103	61	20	384
R 4	66	64	2	51	11	1	195
R 5	110	42	10	82	7	11	262
R 6	75	41	2	38	10	8	174

(5) 出前保育

子育て中の親子を対象に、親子の遊びや友達との交流、またお母さん同士の交流を深める場を提供する。

区分 年度	赤ちゃんサロン		ぽかぽかランド		キッズ田老	
	回 数	利用組数	回 数	利用組数	回 数	利用組数
R 2	5	29	6	48	7	14
R 3	6	26	7	39	6	17
R 4	7	30	8	48	9	24
R 5	10	89	9	42	10	32
R 6	10	89	10	89	10	29
区分 年度	にこにこルーム川井		ふれあい広場「にこにこ」			
	回 数	利用組数	回 数	利用組数		
R 2	2	1	—	—		
R 3	1	0	—	—		
R 4	—	—	8	21		
R 5	—	—	8	29		
R 6	3	9	10	60		

※ 対象年齢について

赤ちゃんサロン：3 か月～12 か月児

ぽかぽかランド：1 歳～6 歳児

キッズ田老：0 歳～6 歳児

ふれあい広場「にこにこ」：0 歳～6 歳児 ※令和4 年度から事業開始

にこにこルーム川井：川井保健センター実施の「のびっこ広場」と同日開催。

令和4～5 年度は事業実施なし。

(6) 高校生保育体験学習会

保育や乳幼児に関心のある高校生を対象として、乳幼児に接する機会を設け保育の体験をしてもらう。

(単位：人)

年 度	夏休み	冬休み	合 計
R 2	—	—	—
R 3	—	—	—
R 4	—	—	—
R 5	43	—	43
R 6	19	—	19

※ R2～4 年度はコロナウイルス感染症拡大に伴い、開催を見合わせた。

(7) 子育てサークルの支援

子育て支援センターを利用している保護者に対して子育てサークルの結成を働きかけ、育児情報の提供や活動についての支援をする。

(8) 子育てガイドマップの作成

保育所（園）、認定こども園、幼稚園のほか、各種子育て支援サービスや医療機関などの内容を掲載したリーフレット「キッズガイドマップ すくすく」を作成配布する。

2 ファミリーサポートセンター事業

ファミリーサポートセンターは、働く人たちの仕事と家庭の両立や子育て中の家庭を応援するため、「預かりの援助を受けたい人」と「預かりの援助を行いたい人」を結ぶ会員制の子育てネットワークシステムです。

(1) 設置状況

名 称	所在地	内 容
宮古市ファミリーサポートセンター	西町一丁目2-13 ふれあいステーション・あい 電話：64-4117	受付時間 午前10時～午後6時

(2) 会員数

令和6年度末

依頼会員 (おねがい会員)	提供会員 (まかせて会員)	双方会員 (どっちも会員)	合 計
299 人	102 人	17 人	418 人

(3) 育児支援利用料金（1時間当たり）

月～金曜日（午前7時～午後6時）	500 円
月～金曜日（上記の時間以外）	600
土・日・祝日及び年末年始（12/29～1/3）	600
軽度の病気の子どものに係る預かりの援助	600

(4) 相互援助活動内容

令和6年度

援助内容	活動件数
① 保育所・幼稚園の送りのみ	32 件
② 保育所・幼稚園の迎えのみ	32
③ 保育所・幼稚園の登園前の預かり及び送り	5
④ 保育所・幼稚園の迎え及び帰宅後の預かり	13
⑤ 保育所・幼稚園の帰宅後の預かり	5
⑥ 学童の放課後の預かり	0
⑦ 学童保育（学童の家）の送り	0
⑧ 学童保育（学童の家）の迎え	36
⑨ 学童保育（学童の家）の迎え及び帰宅後の預かり	0
⑩ 学童保育（学童の家）からの帰宅後の預かり	0
⑪ 子どもの病気時の預かり	0
⑫ 保育所・学校等休み時の預かり	14
⑬ 保育所等施設入所前の預かり	0
⑭ 保護者等の短時間・臨時的就労の場合の預かり	59
⑮ 保護者等の求職活動中の預かり	0
⑯ 他の子どもの学校行事や冠婚葬祭等用事により外出する場合の預かり	7
⑰ 保護者等が買物等で外出する場合の預かり	74
⑱ 保護者等の病気、その他急用の場合の預かり	23
⑲ 上記以外	63
合 計	363

Ⅶ 家庭児童相談室

1 目 的

近年、社会の変動に伴う家庭生活の変化により、家庭における児童養育に関する種々複雑な問題が発生しています。このようなことから家庭における児童福祉の向上を図るため、こども家庭センターに家庭児童相談室を設置し、児童の健全育成に関する相談及び援助を行うものです。

2 家庭児童相談室における相談

種 別	内 容
① 性格・生活習慣等	児童の日常生活上の性質、性格（神経質、わがまま等）、生活習慣（食事、清潔の習慣等）、習癖（夜尿、夜泣き等）に関する相談又は助言指導
② 知能・言語	児童の知的能力、言語能力の発達に関する相談又は助言指導
③ 学校生活等	保育所、幼稚園、学校等児童の集団生活における生活行動上の問題（怠学、不登校等も含む）に関する相談又は助言指導
④ 非 行	窃盗、傷害、恐喝、放火等の不法行為があったか若しくはそのおそれのある児童に関する相談並びに虚言癖、浪費癖、家出、放浪等の相談又は助言指導
⑤ 家族関係	児童に係る家庭内の人間関係（親子関係、同胞関係等）に関する相談又は助言指導、児童虐待に関する相談
⑥ 環境福祉	児童をめぐる環境条件（経済的問題、養育に欠ける問題、不良な地域環境）に関する相談又は助言指導
⑦ 心身障害	知的障害、精神障害、肢体不自由等明らかに心身の機能上の障害をもつ児童の家庭における養育に関する相談又は助言指導
⑧ その他	上記の相談種別のいずれにも該当しない相談又は助言指導

3 家庭児童相談室活動状況

（単位：人）

種別 \ 年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
性 格 ・ 生 活 習 慣	73	55	54	34	47
知 能 ・ 言 語	21	22	7	2	4
学 校 生 活 等	467	488	363	376	543
非 行	2	5	0	0	0
家 族 関 係	756	759	870	609	603
環 境 福 祉	860	885	967	989	916
心 身 障 害	325	335	277	166	286
そ の 他	28	26	13	18	21
合 計	2,532	2,575	2,551	2,194	2,420

VIII 児童虐待防止

1 児童虐待防止体制

児童虐待の状況把握と地域の早期発見などの意識啓発を行い、虐待の防止を図るとともに、保護者の自覚と責任を持ち、子育てを社会全体で支えあい、地域における暖かい見守り等により児童が健やかに育っていける環境づくりを進めています。

2 要保護児童対策地域協議会

要保護児童の早期発見やその適切な保護を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関する業務に従事する者が要保護児童及びその保護者に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応するため、保健、医療、福祉、教育、警察その他の行政機関等で組織する要保護児童対策地域協議会を設置しています。

3 児童虐待相談員

児童虐待に関する相談に応じ、問題を専門的に扱うため、児童虐待相談員を置き、相談を受けるとともに虐待防止の啓発に努めています。

4 相談状況

(単位：件)

区分 年度	養護相談		保健 相談	障害 相談	非行 相談	育成相談				その他	合 計
	虐 待	その他				性格 行動 相談	不登校 相談	適性 相談	育児 しつけ 相談		
R 2	26	115	16	32	2	5	5	6	34	0	241
R 3	15	102	13	22	1	9	9	9	26	0	206
R 4	4	140	5	16	0	12	13	12	22	0	224
R 5	20	111	0	8	0	5	9	7	38	0	198
R 6	9	112	3	5	0	6	9	4	15	0	163

5 虐待相談内訳

(1) 令和6年度相談状況

(単位：件)

区分 年齢	身体的	ネグレクト	心理的	性的	合 計
0歳～3歳未満	1	0	1	0	2
3歳～就学前	0	0	1	0	1
小学生	1	0	2	0	3
中学生	1	1	0	0	2
高校生・その他	0	1	0	0	1
合 計	3	2	4	0	9

(2) 年度別相談状況

① 年度別状況（種別）

（単位：件）

区分 年度	身体的	ネグレクト	心理的	性的	計
R 2	4	7	15	0	26
R 3	4	1	10	0	15
R 4	0	2	2	0	4
R 5	1	9	9	1	20
R 6	3	2	4	0	9

② 年齢別状況

（単位：件）

区分 年度	3歳未満	3歳～ 就学前	小学生	中学生	高校 その他	合 計
R 2	6	8	7	3	2	26
R 3	2	6	5	1	1	15
R 4	0	1	2	0	1	4
R 5	2	6	8	2	2	20
R 6	2	1	3	2	1	9

③ 通告経路

（単位：件）

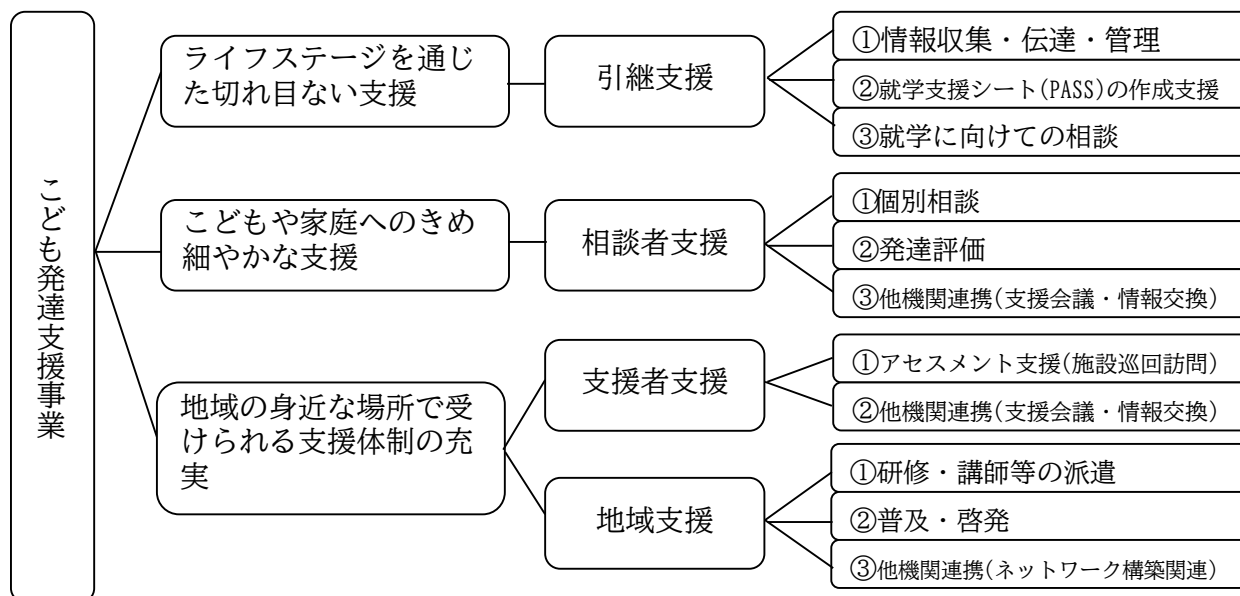
経路 年度	児 童 相談所	保 健 センター	民生 児童 委員	保育所 幼稚園	小中 学校	父親	母親	祖父母	近隣 知人	その他	合計
R 2	1	3	0	3	7	1	2	2	2	5	26
R 3	0	2	0	2	3	0	2	0	0	6	15
R 4	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	4
R 5	5	0	0	0	2	0	4	0	2	7	20
R 6	0	0	0	0	6	0	1	0	0	2	9

IX こども発達支援事業

1 基本方針と事業体系

こどもの成長や子育ての中で感じるさまざまな困りについて理解を深め、対応を考えながら心身の成長を促し、こどもが自分らしくいきいきとそして家族が心穏やかに暮らすことができるよう支援します。

必要に応じて教育・保健・福祉等の専門機関と相互の連携を図り、個々のステージに応じて継続した支援を推進する体制の構築に取り組みます。



2 事業内容

【ライフステージを通じた切れ目ない支援】

(1) 引継ぎ支援

① 情報収集・伝達・管理

支援が必要なこどもとその支援状況等を把握し、関係機関と情報を共有しながらより良い支援に向けた協力体制を図り、継続した支援が提供できる体制を推進します。

② 就学支援シート(PASS)の活用の推進・作成支援

こどもの支援情報等を引き継ぎ、就学先で有効活用するための「就学支援シート(PASS)」について、その作成と活用を推進します。

	R 5. 4月 入学者	R 6. 4月 入学者	R 7. 4月 入学者
作成機関数	32 機関	38 機関	39 機関
作成(引継)人数	99 人	103 人	114 人
引継校数	29 校	28 校	35 校

③ 入学に向けての相談（教育委員会と協働実施）

就学について心配がある、また就学後に支援や配慮が必要と思われるこどもとその保護者の不安を軽減し、安心、納得して就学できるように就学相談を実施します。

	R 4	R 5	R 6
実施施設数 ※1	13 機関	15 機関	16 機関
相談者数	29 人	24 人	43 人

※1 所属する保育所・幼稚園等。在宅児個別対応分を1施設として計上。

【こどもや家庭へのきめ細やかな支援】

(1) 相談者支援

① 個別相談

困りを持つこどもとこどもの成長や子育てに悩みを持つ保護者に対し、個別の相談を実施し、必要に応じて関係機関の紹介・調整、引継ぎを行います。

また相談を希望する方で、何らかの理由で対面相談を行うことが困難な場合は、オンライン相談を設定し、早期から相談できることで安心して過ごすことができる環境を推進します。

・相談方法別 (延)

区 分	R 4	R 5	R 6
対 面	286 人	208 人	183 人
電 話	29	42	28
オンライン	0	0	0
合 計	315	250	211

・対象者別 (延)

区 分	R 4	R 5	R 6
就 学 前	110 人	31 人	42 人
小 学 生	64	108	92
中 学 生	90	62	17
高 校 生	45	46	39
そ の 他	6	3	21
合 計	315	250	211

② 発達評価

こどものアセスメントに役立てるため発達評価（発達検査または言語相談）とその分析評価を行います。

また、今後活かしてもらうため、結果の説明と今後の支援方針を検討する面談（フィードバック面談）を行います。

・対象者別 (実)

区 分	R 4	R 5	R 6
就 学 前	40 人	34 人	71 人
小 学 生	30	29	7
中 学 生	4	3	1
合 計	74	66	79

・実施内容

(延)

区 分	R 4	R 5	R 6
行 動 観 察	50 人	51 人	1 人
検 査 ※1	82	77	55
言語相談 ※2	-	-	35
フィードバック面談 ※3	84	112	103

※1 検査実施内容：新版 K 式発達検査 2020、WISC-IV・V、遠城寺式発達検査、S-M 社会生活能力検査、Vinland II、LDI-R 等

※2 県立療育センター言語聴覚士による言語発達と発音の相談

※3 検査実施日が前年度分も含む。

【地域の身近な場所で受けられる支援体制の充実】

(1) 支援者支援

① アセスメント支援

幼児教育保育施設、学校等へ訪問し、支援が必要と思われるこどもの状況と今後の支援について情報交換を行います。また、就学前施設に所属する年中児を対象に、発音のスクリーニング検査を実施し、早い段階からの発音の改善を図ります。こどもの状態を適切に把握するため、関係機関との連携を密にし、情報を共有しながら支援者の支援に努めます。

・所属別

(延)

区 分	R 4	R 5	R 6
幼児教育保育施設	104 件	93 件	106 件
小中学校	87	115	19
その他 ※1	24	16	13
合 計	215	224	138

※1 その他：児童発達支援事業所

・ことばの発音巡回相談

(実)

区 分	R 4	R 5	R 6
実施施設数	19 施設	22 施設	21 施設
実施人数	251 件	246 件	241 件
有所見者数	98 人	85 人	75 人
有所見率	39.0 %	34.8 %	31.1 %

② 他機関連携(支援会議・情報交換)

依頼に基づき、他機関との支援会議・情報共有等を行います。必要に応じ専門機関等の社会資源を紹介および利用の調整を行います。

・対象者別

(延)

区 分	R 4	R 5	R 6
就 学 前	26 回	4 回	12 回
小 学 生	28	12	10
中 学 生	21	7	3
高校生以上	0	3	5
合 計	75	26	30

(2) 地域支援

① 研修会の開催・講師等の派遣

支援者、保護者、一般を対象に研修及び講演会を開催します。(主催、共催及び協働開催、運営協力含)また、各関係機関の依頼に応じて、講師の派遣を行います。

・研修会

年 度	R 4	R 5	R 6
研修会・講演会	6 回	6 回	14 回

期 日	名 称	研修会の内容等	参加者
令和6年 7月～2月 (月1回)	こどもの支援に携わる心理職勉強会	テーマ：①心理支援に係る講義や事例検討 ②情報交換 各回話題提供者：参加者の持ち回り 対 象：こどもの支援に携わる心理支援職 ※第2回のみ外部講師のコンサルテーション 講師：東京女子大学教授 前川あさ美 先生	開催回数 8回 参加者数 (実)11名 (延)79名
令和6年 9月25日	発達障がいをもつこどもの性に関する勉強会	テーマ：コンサルテーション 講 師：フォーレカウンセリングセンター 代表 酒井 道子 先生 対 象：こどもの支援に携わる支援者	9名
令和7年 ①2月25日 ②3月5日 ③3月25日	運動遊び研修	テーマ：運動遊びの実践と助言 講 師：今村作業療法士 対 象：幼児教育・保育に携わる職員等	職員 36名 児 76名
令和7年 3月28日	対応困難事例に関する事例検討会	テーマ：対応困難事例のスーパーバイズ 講 師：東京女子大学教授 前川あさ美 先生 対 象：①幼児教育保育施設職員 ②こども家庭センター職員	13名

・講師派遣

年 度	R 4	R 5	R 6
講師派遣	3 回	3 回	3 回

期 日	名 称	講師派遣の内容等	参加者
令和6年 6月10日	ママファースト子育て講座	テーマ：ママファースト子育て講座 対 象：のびっこクラブ参加者	6名
令和7年 1月31日	重茂小・中学校教職員交流会	テーマ：「配慮を要する生徒に対する指導について」 対 象：重茂小・中学校教職員	20名

② 普及・啓発

次年度小学校へ入学するこどもとその保護者の不安が減り、安心して学校生活をスタートできるように「入学1年前からガイドブック」を作成し、保育所幼稚園等を通じて配布します。

年 度	R 4	R 5	R 6
配布数	300 部	257 部	272 部

X 放課後児童対策事業

1 目 的

昼間、保護者のいない家庭の小学校の児童等の育成及び指導を行うため、放課後児童クラブ（学童の家）を設置し、児童の健全育成の向上を図ります。

2 対 象

市内小学校及び県立宮古恵風支援学校に在籍する児童

3 活動内容

- (1) 児童の健康管理、安全確保及び情緒の安定
- (2) 遊びの活動への意欲と態度の形成
- (3) 遊びを通しての自主性、社会性及び創造性の向上
- (4) 児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡
- (5) 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- (6) その他児童の健全育成上必要な活動

4 休館日

- (1) 毎週日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から同月 31 日まで並びに 1 月 2 日及び同月 3 日

5 開館時間

- (1) 学校の授業日 授業終了時から午後 6 時 30 分まで
- (2) 学校の休業日 午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで

6 入館手続き

各学童の家で直接、入館申込みの受け付けを行います。

7 設置状況

令和7年4月1日現在

学童名	所在地	設置年月日	電話番号	指定管理者
宮古学童の家	横町5-1	S54.4.1	62-6599	シルバー
千徳学童の家	西ヶ丘一丁目2-1	H8.4.1	62-6846	シルバー
山口学童の家	鴨崎町3-25	H12.4.1	64-4301	シルバー
宮古養護学童の家	崎山5-88	H14.7.1	64-3506	いきいき
磯鷄学童の家	上村二丁目4-1	H16.4.1	64-5907	シルバー
崎山学童の家	崎山3-2	H16.4.1	64-5862	いきいき
鉾ヶ崎学童の家	熊野町6-33	H16.4.1	63-5856	シルバー
花輪学童の家	花輪4-26	H17.4.1	69-3155	慈愛会
津軽石学童の家	津軽石4-82	H18.4.1	67-9171	慈愛会
田老学童の家	田老字館が森3 (田老公民館内)	H18.4.1	87-9171	シルバー
新里学童の家	刈屋11-53-3	H28.4.1	79-1588	シルバー

- ・シルバー＝公益社団法人宮古市シルバー人材センター
- ・いきいき＝NPO法人宮古地区いきいきワーカーセンター
- ・慈愛会＝社会福祉法人慈愛会

8 利用状況

各年度4月1日現在（単位：人）

年度 学童名	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
宮古学童の家	81	76	88	83	78
千徳学童の家	131	121	113	128	137
山口学童の家	59	63	63	66	76
宮古養護学童の家	12	11	13	14	17
磯鷄学童の家	69	71	69	82	74
崎山学童の家	62	64	57	59	68
鉾ヶ崎学童の家	35	30	25	23	33
花輪学童の家	76	71	72	71	79
津軽石学童の家	43	45	34	28	25
赤前学童の家	2	—	—	—	—
田老学童の家	27	25	28	30	28
藤原学童の家	—	—	—	—	—
新里学童の家	37	35	40	27	24
合 計	634	612	602	611	639

※ 藤原学童の家は令和2年3月31日閉館

※ 赤前学童の家は令和4年3月31日閉館

XI 児童手当等

1 児童手当

(1) 目的

次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援するために、高校生年代までの児童を養育している方に児童手当を支給します。

(2) 受給資格

高校生年代までの児童を養育している方

※ 受給のためには、請求が必要です。

(3) 支給額

児童の年齢	制度改正前 (令和6年 10 月4日支給分まで)		制度改正後 (令和6年 12 月5日支給分から)	
0～2歳	1万5千円		1万5千円	第3子以降 3万円
3歳～ 小学校終了前	1万円	第3子以降 1万5千円	1万円	
中学校終了前	1万円		1万円	
高校生年代	なし		1万円	
児童一律	特例給付(所得制限) 5 千円		特例給付なし(所得制限撤廃)	

(4) 所得制限

①令和6年9月分まで

受給者とその配偶者のどちらかの前年の所得が所得制限限度額(別表1)を超えた場合は、児童の年齢に関係なく一律5,000円の支給額となります。

受給者とその配偶者のどちらかの前年の所得が所得上限限度額(別表1)を超えた場合は、手当の支給はありません。

②令和6年10月分から

所得制限はありません。

(5) 支給月等

支給は口座振込とし、偶数月の年6回それぞれの前月分まで支給します。

(6) 手続き

必要な添付書類

- ・請求者名義の預金通帳
- ・受給者と配偶者の個人番号がわかるもの

※ 請求時の状況によって上記以外の書類が必要な場合があります。

2 児童扶養手当

(1) 目的

父又は母のいない児童の家庭や実質的に父または母が不在の状態にある児童の家庭に対し、その生活の安定と自立の促進を図り、児童が心身ともに健やかに成長するよう役立ててもらうことを目的として支給されます。

(2) 受給資格

手当を受けることができる人は、次のような条件にあてはまる児童(18歳に達する以降の最初の年度末までの児童または、20歳未満で一定程度以上の障害がある子ども)を監護する父・母・父又は母にかわってその児童を養育している養育者です。いずれの場合も国籍は問いません。

- ① 父と母が離婚した児童
 - ② 父または母が死亡した児童
 - ③ 父または母が国民年金法の1級か身体障害者手帳の1～2級程度の重度の障害をもつ児童
 - ④ 父または母が海難事故や航空機事故などで3ヶ月以上生死不明の児童
 - ⑤ 父または母が1年以上同居せず、かつ生計を維持しないで遺棄している児童
 - ⑥ 父または母がそれぞれ母または父の申立てにより保護命令を受けた児童
 - ⑦ 父または母が1年以上刑務所などに収容されている児童
 - ⑧ 婚姻によらないで生まれた児童
 - ⑨ 父母があるかないか明らかでない児童
- (3) 所得制限
手当を請求する本人又はその扶養義務者の所得が、一定の額を超えると時(別表2)は、一定期間支給を停止します。
- (4) 受給資格のない方
- ① 児童が児童福祉施設に入所しているとき。
 - ② 児童が里親に委託されているとき。
 - ③ 児童が父又は母の配偶者(事実婚を含む)に養育されているとき。
- (5) 支給額
- ① 児童1人の場合
全額支給……月額 46,690 円
一部支給……月額 46,680 円～11,010 円
【算式: 46,680－
(所得額－全部支給所得制限限度額) × 0.0256619】
 - ② 2人目以降(1人につき)
全額支給……月額 11,030 円加算
一部支給……月額 11,020 円～5,520 円加算
【算式: 11,020－
(所得額－全部支給所得制限限度額) × 0.0039568】
- (6) 支給月等
請求のあった月の翌月分から5月、7月、9月、11月、1月、3月にそれぞれの前月分まで口座振込みで支給されます。
- (7) 手続き
必要な添付書類
- ・ 戸籍謄本 1通(請求者と児童の戸籍が別の場合は各1通)
 - ・ 請求者名義の預金通帳
 - ・ 請求者、児童、扶養義務者のマイナンバーカード等
 - ・ 年金を受給している場合は証明できる書類
 - ・ 請求者の本人確認書類
- ※ 請求理由によっては上記以外の書類が必要な場合があります。

3 特別児童扶養手当

(1) 目 的

精神や身体に障害のある児童を育てている家庭に支給されるもので、児童の生活や福祉の向上に役立ててもらおうとするものです。

(2) 受給資格

次に該当する障害児を監護している父母又は、父母にかわって児童を養育している人です。国籍は問いません。

① 精神や身体に重度又は中度の障害がある 20 歳未満の児童

1 級（重度）……身障手帳「1 級」「2 級」と療育手帳「A」及びこれらと同程度の障害を有する児童

2 級（中度）……身障手帳「3 級」の全部、「4 級」の一部、療育手帳「B」の一部及びこれらと同程度の障害を有する児童

(3) 所得制限

手当を請求する本人若しくは配偶者又はその扶養義務者の前年の所得が一定の額を超えるときは（別表 3）、一定期間支給を停止します。

(4) 受給資格のない方

① 児童が社会福祉施設に入所しているとき。

② 児童自身が障害を事由とする公的年金給付を受けているとき

(5) 支給額（令和 7 年 4 月 1 日以降）

① 1 級（重度）児童 1 人につき 月額 56,800 円

② 2 級（中度） // 月額 37,830 円

(6) 支給月等

請求のあった翌月分から 4 月、8 月、11 月の 3 期にそれぞれの前月分（11 月は 11 月分を含む）まで、指定金融機関口座に振込みます。

(7) 手続き

必要な添付書類等

・戸籍謄本 1 通

・診断書（指定様式）または身障手帳 1～3 級・療育手帳「A」を受けている場合はその手帳

・請求者名義の預金通帳

・請求者の本人確認書類

※ 請求時の状況によって上記以外の書類が必要な場合があります。

4 児童手当等支給状況

(1) 児童手当支給状況

各年度2月末現在(単位:人)

区分 年度	被 用 者		非被用者		特例給付		合 計	
	児童数	受給者数	児童数	受給者数	児童数	受給者数	児童数	受給者数
R 2	3,727	2,164	684	397	95	60	4,506	2,621
R 3	3,492	2,031	665	386	94	57	4,251	2,474
R 4	3,277	1,911	639	381	46	33	3,962	2,325
R 5	3,143	1,837	605	364	38	23	3,786	2,224
R 6	3,816	2,149	745	423	-	-	4,561	2,572

(2) 児童扶養手当、特別児童扶養手当支給状況

各年度3月末現在(単位:人)

区分 状況	年度	児童扶養手当 (全部停止者除く)	特別児童扶養手当 (支給停止者を除く)		
			重 度	中 度	合 計
受給者数	R 2	422			150
	R 3	384			140
	R 4	360			129
	R 5	349			129
	R 6	350			131
児 童 数	R 2	655	41	124	165
	R 3	593	42	113	155
	R 4	565	36	108	144
	R 5	562	38	108	146
	R 6	555	41	106	147

別表 1

児童手当所得制限限度額表と所得上限限度額表

扶養親族等の数	所得制限限度額（H24. 6 より） 所得額	所得上限限度額（R 6. 9 まで） 所得額
0 人	6,220,000 円	8,580,000 円
1 人	6,600,000	8,960,000
2 人	6,980,000	9,340,000
3 人	7,360,000	9,720,000
4 人	7,740,000	10,100,000
5 人	8,120,000	10,480,000

別表 2

児童扶養手当所得制限限度額表（R6.11 より）

扶養親族等の数	受 給 者 本 人		扶養義務者及び 孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0 人	690,000 円	2,080,000 円	2,360,000 円
1 人	1,070,000	2,460,000	2,740,000
2 人	1,450,000	2,840,000	3,120,000
3 人	1,830,000	3,220,000	3,500,000
4 人	2,210,000	3,600,000	3,880,000
5 人	2,590,000	3,980,000	4,260,000
6 人以上	以下一人につき 380,000 円加算	以下一人につき 380,000 円加算	以下一人につき 380,000 円加算

別表 3

特別児童扶養手当所得制限限度額表

扶養親族等の数	受給者本人	配偶者及び 扶養義務者
0 人	4,596,000 円	6,287,000 円
1 人	4,976,000	6,536,000
2 人	5,356,000	6,749,000
3 人	5,736,000	6,962,000
4 人以上	以下一人につき 380,000 円加算	以下一人につき 213,000 円加算

（注）特定扶養親族または老人扶養親族等がある場合は、別表 2 及び別表 3 の金額に一定の金額を加算した額となります。

また、社会保険料控除・特別障害者控除・障害者控除・特別寡婦控除・寡婦（夫）控除等の各種控除があります。